

# 会議録

## 1 附属機関の名称

犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会（第9回）

## 2 開催日時

令和5年8月7日（月） 午前10時00分から午前11時30分まで

## 3 開催場所

犬山市役所本庁舎2階 205会議室

## 4 出席した者の氏名

### (1) 委員（敬称略）

#### ア 学識経験者

嶋田 喜昭 （大同大学）

鈴木 温 （名城大学）

荒木 裕子 （京都府立大学）

#### イ 専門知識を有する団体に所属する者

丹羽 良仁 （犬山商工会議所）

板津 勝久 （愛知北農業協同組合）

斉木 良二 （愛知県宅地建物取引業協会 北尾張支部）

板津 克哉 （犬山市社会福祉協議会）

谷 繁祐樹 （犬山市小中学校PTA 連合会）

尾関 謙治 （名古屋鉄道株式会社）

#### ウ 市民を代表する者

長岡 茂 （令和3年度犬山地区町会長会）

服部 章二 （令和3年度城東地区町会長会）

今枝 稔幸 （令和3年度羽黒地区町会長会）

金山 光烈 （令和3年度楽田地区町会長会）

#### エ 関係行政機関の職員

富永 正輝 （代理）（愛知県都市・交通局 都市基盤部都市計画課）

三宅 安 （代理）（愛知県都市・交通局 都市基盤部公園緑地課）

諸戸 健一 （愛知県一宮建設事務所）

### (2) 執行機関

都市整備部 部長 森川 圭二 次長 丸井 良修

都市計画課（事務局） 課長 高木 誠太 課長補佐 野村 好哉

主査 服部 典幸 主事 今枝 龍希

## 5 議題

1 会長あいさつ

2 報告

第8回策定委員会の意見等への対応

3 議題

犬山市立地適正化計画 誘導施策（案）

4 その他

## 6 傍聴人の数

0人

## 7 内容

事務局

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第9回犬山市都市計画マスタープラン等策定委員会を開催させていただきます。

本日の司会進行を担当させていただきます事務局の高木と申します。よろしくお願いをいたします。

本日は、オンラインを併用した会議となります。ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入る前に本日の会議資料を確認いたします。

まずは、本日用意いたしました資料で、次第、委員名簿及び座席表。

次に、事前にお送りした資料で、資料1．第8回策定委員会の意見等への対応とその別紙でA3サイズのもの、資料2．防災指針（案）、資料3．都市機能誘導区域と誘導施設（案）、資料4．誘導施策（案）、参考資料の1から3、第8回策定委員会の会議録、以上となります。

不足などございましたら、事務局までお知らせください。

次に、委員の変更についてご報告をいたします。

犬山市社会福祉協議会会長の変更に伴い、松浦前委員が退任されましたので、犬山市社会福祉協議会から推薦がありました事務局次長の板津克哉委員が就任いたします。

変更のありました委員の委嘱状のほうにつきましては、恐れ入りますが、あらかじめ机の上に置いてございますので、ご確認をお願いいたします。

次に、委員の出欠についてご報告いたします。

本日は、岡田委員から欠席のご連絡を受けております。なお、北川委員の代理で三宅様に、伊藤委員の代理で富永様にご出席をいただいております。また、業務を支援する委託業者が同席をしております。

それでは、会議の開催に当たりまして、嶋田会長よりご挨拶をお願いいたします。

嶋田会長

会長を仰せつかっております大同大学の嶋田でございます。

本日も何かとご多用の中、また、酷暑の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

荒木委員におかれましてはオンラインでの参加、ありがとうございます。

本日は今年度2回目、通算で9回目の委員会となりますが、犬山市立地適正化計画の策定に向けて大詰めとなつてまいりました。

本日は、前回の委員会を受けた修正対応や居住、都市機能誘導区域における誘導施策の案についてご審議いただきたいと思います。

本日も忌憚ないご意見をお願いいたします。

事務局

ありがとうございます。

次第に従いまして会議内容に入らせていただきます。

なお、本日の資料及び会議録は原則公開としまして、市ウェブページに掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

議事の進行は、委員会規則第4条第2項の規定によりまして、会議の議長は会長が務めることとなっておりますので、これより嶋田会長にお願いをいたします。

嶋田会長

先ほど事務局からご報告がありましたように、現在、委員16名が出席しており、委員会規則第4条第3項の規定により、委員の過半数が出席していますので、会議が成立していることをまずご報告申し上げます。

また、犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、議事録を作成し、議長が指名した委員2名がこれに署名すると定められております。本日の署名者を私から指名させていただきますが、本日の議事録への署名は、板津勝久委員と板津克哉委員にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。なお、本日の傍聴者はいないということです。

嶋田会長

それでは、まずは報告案件に参りたいと思います。

お手元の次第の3番目、報告でございますが、第8回策定委員会の意見等への対応ということで、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

(資料に沿って説明)

嶋田会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの件、何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。尾関委員、お願いします。

尾関委員

7ページの具体的な取り組みと実施時期で質問させていただきますが、2つありまして、1つ目が、地域防災力の向上のところ、BCPの策定促進

が継続実施となっており、今回、民間も実施主体に入っております。

これは20年かけてやっていくものなのか、それとも短期的にやっていくものなのか、その辺の整理がもしされているようでしたら、教えていただきたいです。

もう一つが、マイタイムラインの策定支援ということで、東京都の例も先ほど挙げていただきましたが、これは逆に10年かけて作るということではないのかということについて、災害も最近発生しておりますので、短期にやっていくほうがいいのではないかと、そのあたりの状況を教えていただければと思います。

嶋田会長 事務局をお願いします。

事務局 まず、BCPにつきましては、例年どれくらいの取り組みをしているかというところはお答えができず申し訳ありませんが、全ての事業者を短期、例えば10年スパンで全てできるのかというのは、現実的に不明な中で、新しい事業者も出てくると思いますので、継続して周知、支援をしていくということで、スパンで区切るのではなく、継続的に取り組んでいくということで載せさせていただいております。

次に地区防災計画のマイタイムラインについては、地区防災計画が策定されているところは市内で1地区になりまして、あまり進んでないという実態を踏まえて、300を超える町内会がある中で、それを短期的にすべての地区で作っていただくというのが難しい中で、一つずつ、何か所か特に災害の危険性が高いところに絞って、長い目で取り組んでいくものと考えており、一気に全部は難しいということで、こういった形としています。

嶋田会長 尾関委員、よろしかったでしょうか。

ほかにかがでしょうか。富永さん、お願いします。

富永委員代理 資料1の7番目で、この意見は議事録を参照していると思いますが、ホームページに載せられたときに、これだけを読むと、例えば、「土地を買う方がこのことをしっかりと知ることが大事で」となっていますが、何のことか多分分からないと思います。具体的に、災害が想定される区域、浸水想定区域であることを知っていただく、そういった表現にしたほうがいいのではないかとというのが1点目です。

2点目は、一定の浸水想定区域を防災配慮エリアにするとありますが、「一定」の基準がありましたら教えていただけたらと思います。

嶋田会長 事務局いかがでしょうか。

事務局 まず、1点目は、ご指摘とおり、主語がなかったということになると思いますので、そこは伝わりやすいように修正させていただきたいと思っております。

2点目につきましては、「一定」という意味で説明をしていなかったこともありますが、資料A3の別紙の6ページ目、防災配慮エリアの区域図になりますが、浸水想定区域のうち50センチ以上浸水深があるところを防災配慮エリアに定めたいと考えております。「一定」と書くのがいいのかどうかというところではありますが、これを一つのしきい値というような形で考えております。

嶋田会長 富永さんいかがでしょうか。

富永委員代理 ありがとうございます。

嶋田会長 ほかにいかがでしょうか。  
前回ご発言いただいた皆様の対応につきましてご確認ください。  
荒木委員、お願いします。

荒木委員 防災配慮エリアを設けるということで、これは防災指針の中にエリアも入ってくるということと、あと、これを市民の方が目にする、そういう機会はあるのでしょうか。

事務局 まず1点目ですが、防災配慮エリアが防災指針の中に書いているのかということでもよろしかったでしょうか。

荒木委員 はい。

事務局 防災配慮エリアは、以前に協議させていただきました居住誘導区域に関して、このエリアを設けるとしていますが、整合を図るところでは、防災指針にも記載が必要かと思っておりますので、検討をさせていただきます。  
2点目は、住民の方への周知方法ということでよろしかったでしょうか。

荒木委員 先ほど、不動産を買う時と話が出ていましたので、そういった方たちが目にするようなものなのでしょうか。

事務局 基本的には、不動産業者などが窓口で土地利用の照会をする中で、こういったエリアがあるということは周知をさせていただくのと、住民の方につきましても、ホームページ上にはなるとは思いますが、現状はではそのような周知を考えております。新たに居住を考えてみえる方については、建築をさ

れる方とか、土地取引をされる方を通じて周知を図っていけるようなチラシだとか、パンフレットを考えていきたいと考えています。

荒木委員

例えば、浸水想定みたいなことは、今は不動産取引とかで示すことはやられていますが、それに準ずるような形で示されるのでしょうか。

すごく大きいエリア指定だと思いますが、位置づけ的にもどれぐらい影響力があるのか知りたいです。

通常、不動産取引をするときは、浸水想定ではハザードマップで説明することが求められていると思いますが、実際の不動産売買とか、あるいは契約の場面で、こういったものは見せられるような状態になりますでしょうか。それとも、自分で調べないと分からないというような形でしょうか。

事務局

防災配慮エリアは市が考える任意の区域となりますので、例えば、居住誘導区域だとか都市機能誘導区域は、重要事項説明に入る項目であり、必ず説明をしていただけたらと思います。この防災配慮エリアは、ハザードマップにある区域の中で、ここは50センチ以上の浸水が想定されるエリアということをお知らせするもので、それが住民の方や新たに住まわれることを検討されている方にしっかり伝わるかという点、正直分からないところがありますので、そういったところを含めて市の発信の仕方というのを検討する必要があると考えております。

荒木委員

ありがとうございます。状況は大体分かりました。

嶋田会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特になければお認めいただいたとしまして、次に移りたいと思います。

それでは、都市機能誘導区域と誘導施設（案）の対応について、ご説明をお願いします。

事務局

（資料に沿って説明）

嶋田会長

ありがとうございました。

前回ご意見をいただいた方、いかがでしょうか。

特にご意見なければ、この件もお認めいただいたとして、報告事項はこれで終了といたします。

嶋田会長

次に議題に参りたいと思います。

本日の議題は、犬山市立地適正化計画の誘導施策（案）ということで、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 (資料に沿って説明)

嶋田会長 ありがとうございます。  
誘導施策(案)ということですが、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。  
誘導施策といいましても、いろんな制度、補助事業があって分かりにくい  
かもしれませんが、これらの制度や補助金などを計画書に入れるということ  
は難しいと思いますが、どのように提示するのか、実際、市民の方が見た  
ときに分かりやすいものが必要と思いますが、どうお考えでしょうか。

事務局 素案をまとめる段階では、ここに載せていくことはできないかもしれま  
せんが、策定時点で、国だとか、市の既存の制度があるというものは、統一  
的にまとめて記載することもできると思っておりますので、そういったペ  
ージを入れるのは必要なことだと考えています。

嶋田会長 分かりやすくしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。  
他にいかがでしょうか。荒木委員、お願ひします。

荒木委員 資料4の防災のところは、居住誘導をしながら徐々に安全な都市にして  
いくということを考えているわけで、2ページ目に記載がある防災指針の  
取り組みの推進のところは居住誘導区域内のことが書かれていますが、防  
災配慮エリアは、居住誘導区域内で危険な場所、危険がありそうな場所にな  
るので、より安全な居住誘導区域内の場所に移動していただくということ、  
もう一つは、そもそも居住誘導区域外になっているところで、危険だから外  
された場所もあると思うので、居住誘導区域外で危険な場所というのがある  
ので、その方たちを居住誘導していくという視点が書かれているといい  
かと思いました。

嶋田会長 ありがとうございます。  
事務局、いかがでしょうか。

事務局 居住誘導区域に災害ハザードエリアを含んでいる状態ということで、防  
災指針の推進を図っていくということになりますが、居住誘導区域外でも  
確かに災害ハザードは存在しているところもありますので、そういった方  
が居住誘導区域の安全なところに移転することも大事な要素であり  
ますので、もちろん居住誘導区域外に住んではいけないとかそういったも  
のではないですが、今のご意見を踏まえまして分かりやすい表現なり方法  
を考えさせていただきます。

嶋田会長 ぜひお願ひしたいと思います。よろしかったでしょうか。

荒木委員 特に即時性が必要な場合、要するに崖下とか、避難が難しいような方もあ  
ると思いますので、ご検討いただければと思います。

嶋田会長 鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 居住誘導区域と都市機能誘導区域の誘導施策ということでしたが、国の  
補助とか、比較的一般論というか、どこの地域でも同じように書けそうなこ  
とが並んでいて、この地域の独自性みたいなところがもう少し出るといい  
かと思っています。  
特にこの犬山市の場合には、以前に総合計画とか都市マスの中でもいろ  
いろ議論してきましたが、買物利便性が非常に低いということが課題でも  
ありますし、そういうことがまちなかに住むということのためらう原因に  
なっていると思います。  
買い物をするときに、車で大型の商業施設に行ってしまうと、特にまちな  
かに住む必要がないということが、阻害要因になっているというのが大き  
いと思っています。  
何か買物利便性を高めるとか、歩いて暮らせるようなまちにつなげる  
ための生活の利便性をまちなかで高めるようなところが、もう少し出ると  
いいかなと思っていますが、その辺りはどうでしょうか。

嶋田会長 事務局いかがでしょうか。

事務局 ご指摘いただいたとおり、犬山市は市街地に買い物ができる場所が少な  
いというのが非常に課題ではありまして、少し硬い考え方になりますが、中  
心市街地になかなかまとまった敷地、土地が見いだせないというところが  
誘致の面とか、インセンティブを与えていく面では課題とっておきまし  
て、一足飛びに大規模な区画整理ができれば別ですが、商業施設を持ってく  
る土地について、中心市街地に昔からの密集した住宅地がある面もありま  
すので、空き家、空地など既存ストックを活用して土地を生み出していくこ  
とを検討するという事は記載していますが、鈴木委員のご指摘のとおり、  
市の課題とか特徴というものがここに落とし込めていないというのは確か  
ですので、市の独自の課題を踏まえながら、こういった取り組みが必要だと  
いう形で検討させていただきたいと思います。

鈴木委員 よろしくお願いします。

嶋田会長 ほかにいかがでしょうか。長岡委員、お願いします。

長岡委員 6 ページ目の届出のことで、整備を行う前に着手日の30日前、あるいは



休止または廃止を行う30日前、このようなことが書いてありますが、既にルールがあつての話でしょうか、30日という日にちは何か根拠があるのでしょうか。

事務局

立地適正化計画は都市再生特別措置法という法律に基づいており、その中で基準が既に定まっているものになっていますので、こういった日数についても、それらに基づき決まっているものになります。この立地適正化計画が公表された段階で、この基準に基づいて、このような形で届出制度が生じることにご理解をいただければと思っております。

長岡委員

その届出で休止だとか廃止というのが30日ぐらいの期間でいろいろ対処ができるかどうかというのを考えると、もう少し期間があつたほうがいいのではないかと。いろいろ行動を起こすのにこの期間では短すぎるのではないかと、このようになっている何か理由があるなら、それを教えていただきたい。

事務局

理由につきましては、申し訳ありませんが勉強不足でして、新たな開発には申請がある中で把握できますが、休止や廃止というのは、既存の届出制度というものがあまりない状況なので、こういったものが必要ということ、いかに周知を図っていくかということが重要と思っております。

根拠については、申し訳ございません、勉強不足となりますので、またお示しさせていただきたいと思えます。

嶋田会長

この30日に限らず、できるだけ早めにお願ひしますということでしょうか。

事務局

このことを施設の方にどのように伝えていくか、といったことかと思ひます。

嶋田会長

ほかにいかがでしょうか。丹羽委員、お願ひします。

丹羽委員

5ページ目の届出制度の書き方ですが、5ページ目の上段に居住誘導区域に関わる届出とあつて、記載内容は居住誘導区域外、外のことを言っています。次の6ページ目では、都市機能誘導区域に関わる届出、括弧1で区域外における届出とあり、区域外のことを示しているというのが非常に分かりにくいですが、区域外のことをいっているのでしょうか、

事務局

はい。区域外の届出が存在します。

丹羽委員 「区域に関わる届出」になっているので、そういった中身であるならば、そのような見出しをつけたほうがよくないかと思います。

嶋田会長 そうですね、少しややこしいです。

事務局 居住誘導区域と言っているのですが、分かりづらいかもかもしれません。  
居住誘導に関する届出だとか、誤解が生じないような表現に変えさせて  
いただきたいと思います。

嶋田会長 ご検討ください。お願いします。  
ほかにかがででしょうか。斉木委員お願いします。

斉木委員 開発行為で29条申請は出しますが、また別に届け出をするということ  
ですか。

事務局 はい。別に届け出をしていただくという形になります。

斉木委員 分かりました。

嶋田会長 ほかにかがででしょうか。  
1点確認ですが、4ページの犬山市地域公共交通計画は、既に策定されて  
いて、その内容が書かれているのでしょうか。

事務局 現在策定中でして、素案が示された段階と聞いており、今年度中には策定  
される予定です。

嶋田会長 そうなると、この4ページに書かれている内容というのは、若干変更、修  
正が出てくることがあると。

事務局 恐らく、可能性はあります。

嶋田会長 今の段階で、この内容で議論、審議したいという予定ですか。

事務局 そうなります。

嶋田会長 分かりました。  
ほかにかがででしょうか。三宅さん、お願いします。

三宅委員代理 資料4の誘導施策案ということで、前回に示された資料3の都市機能誘

導区域と誘導施設（案）からの流れで出来ているので、それとは一致しているかと思いましたが、より安全な場所に誘導をするといった視点が前面にあり、当然一番大事なところだと思いますが、誘導する施策として、例えば、より住みやすくなるとか、潤いがあるとか、住みたくなるといった視点をに入れてみてはどうかと思います。

何かというと、いわゆるまちの潤いというもので、グリーンインフラとか、公園緑地とか、そういった視点を入れると、皆さんが危ないからこっちに移るということだけではなく、まちづくり、都市施設としての公園などもありますので、例えば、都市機能誘導や防災にこういったワード、視点をに入れてみてはどうかと感じました。

あと、資料3にある都市拠点の犬山地区や、橋爪・五郎丸地区などの図面がありますが、公園や緑地といった空地的なところというのは、アンケートでもまちに必要なものという中に出てきていませんが、逆に市民の方が満足されているという評価もできると思いますので、それを評価して、残していく、守っていく、より機能を充実するといったことも視点もあつたらどうかということを感じました。

嶋田会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

中心市街地とか市街地の中心に魅力的な公園があるかどうかは別にしまして、確かにこの計画の目的、趣旨においても、例えば、公園であれば、民間の活力を使って魅力的な公園を整備すると人が集まるとか、利用しづらい土地を広場に変えて住民の憩いの場を創出するとか、そういった制度などもあり、この計画を策定する上での指針にも示されています。

先ほどの誘導施策の中で、都市基盤の整備の中で、そういったものについて触れるだとか、公園緑地などで魅力を感じる市街地にしていくというところを触れるような形で整理といいますか、先ほどの区域のところも踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

嶋田会長

今の話、資料4の1ページで何か表現できないかと考えながら聞いていましたが、魅力のある地域インフラということで、そういうことを分かるようにしてもらえるといいかと思います。

事務局

はい。

嶋田会長

ほかにいかがでしょうか。

特になければ、この誘導施策（案）も一旦お認めいただいたとしまして、立地適正化計画の一応全ての章が、これで審議いただいたということになりますか。

事務局 主なところをご審議いただいたと考えております。

嶋田会長 分かりました。今後の予定はどうなっていますか。

事務局 今後、次回の予定としまして、これまで協議いただいた内容を一つの素案という形でまとめさせていただいて、議論の及んでいない追加事項もあるかと思っておりますので、次回、追加した箇所のほか、意見を踏まえて修正を加えた箇所を報告させていただき、最後の確認をさせていただこうかと思っております。

嶋田会長 それから、先ほどの地域公共交通計画はいつ策定予定でしょうか。

事務局 同じく今年度中となりまして、どのタイミングで確定稿が出るかというのは今のところ確認できておりません。

嶋田会長 先に確定してもらえるといいですが。

事務局 調整させていただきます。

嶋田会長 こちらで確定できないものだと思いますので、調整をお願いします。

事務局 はい。

嶋田会長 ほかにご意見、ご質問なければ、お認めいただいたとしまして、本日の議題はこれで終了いたします。  
進行を事務局にお返しします。ありがとうございました。

事務局 嶋田会長、議事進行ありがとうございました。  
最後に、事務局から連絡です。  
次回、第10回と最終回の第11回策定委員会の開催の日程の予定についてお知らせになりますけれども、第10回は12月26日火曜日午前10時から、第11回は来年の2月19日月曜日午後2時からを予定しております。ご欠席となることが明らかな場合には、事前にお知らせいただくと助かります。  
なお、開催案内と出欠確認などは、これまでどおり開催日の1か月前をめどに郵送させていただきます。  
本日は長時間にわたりまして誠にありがとうございました。これにて会議を閉会させていただきます。忘れ物がないよう、お気をつけてお帰りください。

なお、お車でお越しの方で駐車券の受理をされていない方が見えま  
ら、事務局の係までお申し出ください。  
本日はありがとうございました。